

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ・毎会計年度末に、定額法により行う。
 - ・毎会計年度末に行われた減価償却額は、直接法により処理する。
 - ・減価償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する法令」に定めるものとする。
- (2) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金として毎年度末に、原則として給与1月分の50/100を積立し、計上している。
- (3) リース取引の処理方法
- ・所有権移転外ファイナンス、リース取引について、通常の賃貸取引に準じた会計処理である。
- (4) 消費税等の会計処理
- ・指導調査事業会計 : 消費税の会計処理は、税込み方式によっている。
 - ・約款会計 : 消費税の会計処理は、税込み方式によっている。
 - ・クリーニング会計 : 消費税の会計処理は、税込み方式によっている。
 - ・法人会計 : 消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 会計方針の変更

- ・県監査員事務局による職員監査の指示を受け、会計区分の表示を修正する。また、平成23年10月17日付けの公益移行認定申請書に記載のある事業名を中分類として新たに挿入する

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000			5,000,000
小 計	5,000,000			5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	133,438	76,250		209,688
小 計	133,438	76,250		209,688
合 計	5,133,438	76,250		5,209,688

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	(5,000,000)	()	()
小 計	5,000,000	(5,000,000)	()	()
特定資産				
退職給付引当資産	209,688	()	()	(209,688)
小 計	209,688	()	()	(209,688)
合 計	5,209,688	(5,000,000)	()	(209,688)

1 公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	8,542,655	8,542,648	7
合 計	8,542,655	8,542,648	7

6. 補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
国庫補助金	県生活衛生課		24,136,000	24,136,000		
合 計			24,136,000	24,136,000		